

公 示

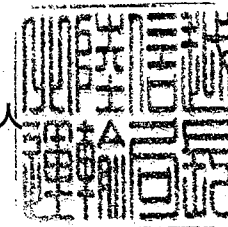
公 示 第 7 号

「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第11号)を別紙のとおり一部改正する。

令和7年4月24日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙 「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」

新	旧
公 示	公 示
公示第 1 1 号 一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について 一般貸切旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成 1 4 年 7 月 1 日 北陸信越運輸局長 武藤 秀一 記 1. (1) ～ (6) (略) (7) 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い 道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号。以下「施行規則」という。）第 6 条第 1 項第 8 号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類が添付されていること。 (8) 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い ① 施行規則第 6 条第 1 項第 9 号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第 7 5 条の 1 2 第 2 項に規定する申請書の写しその他の同条第 1 項の許可の見込みに関する書類が添付されていること。 ② 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 3 1 年運輸省令第 4 4 号。以下「運輸規則」という。）第 1 5 条の 2 に規定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示され、かつ事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から適切なものであること。 ③ 特定自動運行保安員が乗務しない場合にあっては、運輸規則第 1 5 条の 2 第 2 項第 2 号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えられていること。 (9) 管理運営体制 ①、② (略) ③ 営業所ごとに、運輸規則第 4 7 条の 9 に規定する要件を満たす常勤の運行管理者を確保する管理計画があり、運行管理者の資格要件を証する運行管理者資格者証の写し及び運行管理者として就任することを証する就任承諾書の提出があること。 ④～⑨ (略) (10) 運転者等 ① (略) ② 施行規則第 6 条第 1 項第 9 号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、事業計画を遂行するに足る員数の運輸規則第 1 5 条の 2 に規定する特定自動運行保安員を常時選任する計画があること。 ③ 運転者及び特定自動運行保安員は、運輸規則第 3 6 条第 1 項各号に該当する者ではないこと。 (11) 安全投資計画	公示第 1 1 号 一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について 一般貸切旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成 1 4 年 7 月 1 日 北陸信越運輸局長 武藤 秀一 記 1. (1) ～ (6) (略) (新設) (新設) (7) 管理運営体制 ①、② (略) ③ 営業所ごとに、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 3 1 年運輸省令第 4 4 号。以下「運輸規則」という。）第 4 7 条の 9 に規定する要件を満たす常勤の運行管理者を確保する管理計画があり、運行管理者の資格要件を証する運行管理者資格者証の写し及び運行管理者として就任することを証する就任承諾書の提出があること。 ④～⑨ (略) (8) 運転者 ① (略) (新設) ② 運転者は、運輸規則第 3 6 条第 1 項各号に該当する者ではないこと。 (9) 安全投資計画

① 輸送の安全を確保しつつ事業を適確に遂行するために必要な投資が適切になされる計画となっていること。安全投資計画には次の(イ)～(リ)のそれぞれについて記載するものとし、(二)～(チ)については、所要の単価を下回る費用を計上するものとなっていないこと。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 運転者、**特定自動運行保安員**、運行管理者、整備管理者の確保予定人数

(二)～(リ) (略)

② (略)

(12) 事業収支見積書

① 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有していること。事業収支見積書には次の(イ)～(ホ)のそれぞれについて記載するものとする。

(イ) 営業収益

内訳は次のとおりとする。

運送収入……………運賃、料金及び利用料

・ 旅客運賃……………旅客に係る運賃

・ その他……………旅客運賃以外の運送収入(例：道路利用料)

運送雑収……………運送収入以外の営業収益(例：物品管理料、広告料、諸手数料、諸貸付料、雑収入)

このうち、営業収益については、車両一台ごとの収入を記載した書類を添付すること。

この場合において、運転者数及び車両数に対応した収入となっていなければならない。

(ロ) 営業費用(適正化機関に納入する負担金の額を含む)

・ 運転者等に係る費用の内訳は次のとおりとする。

また、給与については、運転者の労働時間を併せて記載すること。

給与・手当……………賃金として毎月従業員に支払われるもの

賞与……………給与とは別に特別に支払われるもの

法定福利費……………健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険等社会保険の保険料の事業主負担分

厚生福利費……………医療・医薬品代、健康診断、食事補助金、運動・娯楽用品代、慰安旅行費用、従業員に対する慶弔見舞金、厚生施設・備品の維持運営にかかる費用

その他……………役員報酬、退職金等のその他の人件費の合計額

・ その他運送費(事業用自動車等)には、**(11) ① (二)**のうち、減価償却費、リース料、修繕費、**(11) ① (ヘ)～(リ)**の経費を含むこと。

・ また、適正化機関に納入する負担金の額については、更新する年に納入する負担金の額を目安として計画年度中の各年度に計上すること。

なお、地方バス協会が適正化機関から巡回指導業務を受託し、当該協会員からは負担金を徴収しない場合は、その協会員となっている事業者においては「0円」とするものとする。

(ハ) 営業外収益

(二) 営業外費用

(ホ) 他事業からの繰入

② **(11) ① (ハ)～(チ)**に係る費用について所要の単価を下回る単価に基づく収支見積りとなっていないこと。

①～⑤ (略)

(13) 資金計画

①、② (略)

③ 施行規則第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別添様式1を例とする。

なお、自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、預貯金以外の流動資産を含めることができることとし、以下により確認するものとする。

(イ) 預貯金額については、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の

① 輸送の安全を確保しつつ事業を適確に遂行するために必要な投資が適切になされる計画となっていること。安全投資計画には次の(イ)～(リ)のそれぞれについて記載するものとし、(二)～(チ)については、所要の単価を下回る費用を計上するものとなっていないこと。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 運転者、運行管理者、整備管理者の確保予定人数

(二)～(リ) (略)

② (略)

(10) 事業収支見積書

① 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有していること。事業収支見積書には次の(イ)～(ホ)のそれぞれについて記載するものとする。

(イ) 営業収益

内訳は次のとおりとする。

運送収入……………運賃、料金及び利用料

・ 旅客運賃……………旅客に係る運賃

・ その他……………旅客運賃以外の運送収入(例：道路利用料)

運送雑収……………運送収入以外の営業収益(例：物品管理料、広告料、諸手数料、諸貸付料、雑収入)

このうち、営業収益については、車両一台ごとの収入を記載した書類を添付すること。

この場合において、運転者数及び車両数に対応した収入となっていなければならない。

(ロ) 営業費用(適正化機関に納入する負担金の額を含む)

・ 運転者等に係る費用の内訳は次のとおりとする。

また、給与については、運転者の労働時間を併せて記載すること。

給与・手当……………賃金として毎月従業員に支払われるもの

賞与……………給与とは別に特別に支払われるもの

法定福利費……………健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険等社会保険の保険料の事業主負担分

厚生福利費……………医療・医薬品代、健康診断、食事補助金、運動・娯楽用品代、慰安旅行費用、従業員に対する慶弔見舞金、厚生施設・備品の維持運営にかかる費用

その他……………役員報酬、退職金等のその他の人件費の合計額

・ その他運送費(事業用自動車等)には、**(9) ① (二)**のうち、減価償却費、リース料、修繕費、**(9) ① (ヘ)～(リ)**の経費を含むこと。

・ また、適正化機関に納入する負担金の額については、更新する年に納入する負担金の額を目安として計画年度中の各年度に計上すること。

なお、地方バス協会が適正化機関から巡回指導業務を受託し、当該協会員からは負担金を徴収しない場合は、その協会員となっている事業者においては「0円」とするものとする。

(ハ) 営業外収益

(二) 営業外費用

(ホ) 他事業からの繰入

② **(9) ① (ハ)～(チ)**に係る費用について所要の単価を下回る単価に基づく収支見積りとなっていないこと。

③～⑤ (略)

(11) 資金計画

①、② (略)

③ **道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。)**

第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別添様式1を例とする。

なお、自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、預貯金以外の流動資産を含めることができることとし、以下により確認するものとする。

(イ) 預貯金額については、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の

提示又は写しの提出をもって確認することとする。

(ロ) 預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等の提出により確認することとする。

④ (略)

(14) 法令遵守

(15) 損害賠償能力

(16) 許可等に付す条件等

2. 事業許可の更新（法第8条）

(1) 1. (1) ~ (16) ((12) ④、(13) 及び (14) ③を除く。) の定めるところに準じて審査すること。ただし、貸切バス事業者安全性評価認定制度において一ツ星以上を取得している事業者にあつては、1. (14) ①については確認しないものとする。

(2) 1. (11) 及び (12) に加え、次の(イ) 及び(ロ) を提出させることとする。
なお、(ロ) については、専門的な知見を有する者から見て、適切なものであること。

(イ) 安全投資実績

(ロ) 事業収支実績報告書

(3) ~ (5) (略)

3. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) 1. (1) ~ (13)、(15) 及び (16) ①の定めるところに準じて審査するものとする。

この場合において、1. (11) ②及び1. (12) ④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替え、1. (13) ②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

また、1. (12) ④については、許可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

(2)、(3) (略)

4. 乗合運送の許可（法第21条第2号）

「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合運送の許可の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第140号）に定めるところにより行うものとする。

ただし、法令遵守については、1. (14) ③の定めるところに準じて審査することとする。

5. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）

事業を譲り受けようとする者について、1. (1) ~ (16) の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。この場合において、1. (11) ②及び1. (12) ④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替えるものとする。なお、譲受人が一般貸切旅客自動車運送事業を行っている者（以下「既存事業者」という。）の場合には、1. (13) ②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

また、1. (12) ④については、認可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

(1) 譲受人が、既存事業者の場合には、当該譲受人に対して実施する1. (14) ①の法令試験を省略する。

(2) ~ (4) (略)

提示又は写しの提出をもって確認することとする。

(ロ) 預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等の提出により確認することとする。

④ (略)

(12) 法令遵守

(13) 損害賠償能力

(14) 許可等に付す条件等

2. 事業許可の更新（法第8条）

(1) 1. (1) ~ (14) ((10) ④、(11) 及び (12) ③を除く。) の定めるところに準じて審査すること。ただし、貸切バス事業者安全性評価認定制度において一ツ星以上を取得している事業者にあつては、1. (12) ①については確認しないものとする。

(2) 1. (9) 及び (10) に加え、次の(イ) 及び(ロ) を提出させることとする。
なお、(ロ) については、専門的な知見を有する者から見て、適切なものであること。

(イ) 安全投資実績

(ロ) 事業収支実績報告書

(3) ~ (5) (略)

3. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) 1. (1) ~ (11)、(13) 及び (14) ①の定めるところに準じて審査するものとする。

この場合において、1. (9) ②及び1. (10) ④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替え、1. (11) ②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

また、1. (10) ④については、許可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

(2)、(3) (略)

4. 乗合運送の許可（法第21条第2号）

「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合運送の許可の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第140号）に定めるところにより行うものとする。

ただし、法令遵守については、1. (12) ③の定めるところに準じて審査することとする。

5. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）

事業を譲り受けようとする者について、1. (1) ~ (14) の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。この場合において、1. (9) ②及び1. (10) ④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替えるものとする。なお、譲受人が一般貸切旅客自動車運送事業を行っている者（以下「既存事業者」という。）の場合には、1. (11) ②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

また、1. (10) ④については、認可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

(1) 譲受人が、既存事業者の場合には、当該譲受人に対して実施する1. (12) ①の法令試験を省略する。

(2) ~ (4) (略)

6. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項） 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人（以下「承継人等」という。）について、1.（1）～（16）の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。この場合において、1.（11）②及び1.（12）④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替えるものとする。なお、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、1.（13）②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。 また、1.（12）④については、認可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。 （1）合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、当該既存事業者たる法人の役員若しくは相続人に対して実施する1.（14）①の法令試験を省略する。 （2）～（5）（略） 7. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項） （略） 8. 運送約款の認可（法第11条第1項） （略） 9. 許可又は認可に付した条件の変更等 （略） 10. 拳証等 （略） 11. 申請期間 （略） 附 則 （略） 附 則（令和7年4月24日付け公示第7号で一部改正） 1. この公示は、令和7年4月24日以降に受理する申請から適用する。 （略）	6. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項） 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人（以下「承継人等」という。）について、1.（1）～（14）の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。この場合において、1.（9）②及び1.（10）④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替えるものとする。なお、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、1.（11）②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。 また、1.（10）④については、認可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。 （1）合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、当該既存事業者たる法人の役員若しくは相続人に対して実施する1.（12）①の法令試験を省略する。 （2）～（5）（略） 7. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項） （略） 8. 運送約款の認可（法第11条第1項） （略） 9. 許可又は認可に付した条件の変更等 （略） 10. 拳証等 （略） 11. 申請期間 （略） 附 則 （略） 附 則（新設） （略）
---	---